

嘉麻市空き家改修事業補助金交付規程

(目的)

第1条 この告示は、市への移住定住の促進、市民の快適な住環境の整備及び地域経済の活性化を図るため、空き家の改修を行う者に対する、予算の範囲内における嘉麻市空き家改修事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 嘉麻市空き家バンク制度実施規程（平成30年嘉麻市告示第2号）第5条に基づき、空き家バンク台帳に登録された物件をいう。
- (2) 利用者 空き家に居住する見込みのある者又は空き家を日常的に店舗として利用する見込みのある者をいう。
- (3) 施工業者 本市に本社又は本店所在地若しくは代表者住所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者（以下「補助対象者」という。）は、空き家の所有者又は利用者（同一世帯で生計を一とする世帯員を含む。以下「所有者等」という。）とする。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付は、一の年度において空き家1棟に対し1回限りとし、補助金の交付対象となる工事（以下「工事」という。）は、工事に係る経費が10万円以上要する工事であり、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 建築物の維持及び機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び附帯設備の改修工事、改築工事又は維持補修工事
- (2) 補助金の交付決定後に着手し、補助金の交付申請をした年度の3月末日までに完了届を提出できるものであって、施工業者又は補助対象者が行う工事

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、別に定める当該工事施工業者が請

け負う、又は補助対象者が行う、工事に係る経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、工事に要した経費に2分の1を乗じて得た額とし、その限度額は、50万円とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。

(他の補助制度との併用)

第7条 市又は国及び県その他公共団体が実施している他の住宅補助制度による補助を受けられる場合は、当該補助制度を優先して申請するものとする。

2 市長は、前項の補助を受けた部分について、補助金を交付しないものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事の着手前に嘉麻市空き家改修事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 工事又は原材料見積書の写し
- (2) 工事設計書(図面を含む。)
- (3) 日付の入った着工前の写真
- (4) 補助対象者の要件確認の同意書(様式第2号)
- (5) 利用者による申請の場合は、申請者が空き家を利用することが分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、嘉麻市空き家改修事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付することができる。

(補助金の交付申請の変更等)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ嘉麻市空き家改修事業補助金交付変更申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に申

請をしなければならない。

(1) 変更後の工事又は原材料見積書の写し

(2) 変更後の工事設計書（図面を含む。）

（補助金の交付申請の変更承認等）

第11条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る承認又は不承認を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく承認又は不承認を決定した場合は、嘉麻市空き家改修事業補助金交付変更承認・不承認決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（完了届等の提出）

第12条 第9条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、工事完了後、空き家改修完了兼減額変更届（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 空き家改修完了証明書（様式第7号）

(2) 当該工事代金支払領収書の写し

(3) 施工管理写真（施工前、施工中及び施工後）

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定に基づく完了届を受理したときは、これを審査し、必要に応じ現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、嘉麻市空き家改修事業補助金額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、嘉麻市空き家改修事業補助金請求書（様式第9号）により補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（嘉麻市補助金等交付規則との関係）

第16条 この告示に定めのない補助金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則（平成18年嘉麻市規則第49号）の定めによらなければならない。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。